



リニューアル1周年記念号!

# 行政書士 奈良

No.139

2019年

1月



## 平成30年度 日本行政書士会連合会会長会 レポート

### いよいよ佳境! 2大シリーズ企画

#### 「ユキマサくんの行政書士見習い日記」

第4回 ～国際業務編～

#### 「山田家の相続事件簿」

第4話「山田家の相続事件ついに解決!」の巻

**トピック** 民法及び家事事件手続法の一部  
を改正する法律  
遺言書の保管等に関する法律

**連載** ユキマサなら散歩🐾  
～奈良の巨石～



特集

田原本町との「遊休農地等対策に関する協定」

締結記念インタビュー

農地を活かし、  
農業で発展するまちづくり

行政書士でない者が  
官公署に提出する  
書類の作成を業として  
行うことは、法律で禁  
じられています。



奈良県行政書士会

<http://www.gyoseinara.or.jp/>







## 目次

行政書士 奈良  
2019年（H31年）  
1月号

### 連載 ユキマサなら散歩〈前編〉

#### 平成31年 新年ごあいさつ

|                    |   |
|--------------------|---|
| 奈良県行政書士会 会長 末廣元孝   | 1 |
| 奈良県知事 荒井正吾         | 2 |
| 日本行政書士会連合会 会長 遠田和夫 | 3 |

#### 会長会開催 in 奈良県

|                  |   |
|------------------|---|
| ～奈良会に訪れた大きなチャンス～ | 4 |
|------------------|---|

#### 田原本町と「遊休農地等対策に関する協定」を締結

|                         |   |
|-------------------------|---|
| ～遊休農地の発生を防止し、農業を活性化する～  | 7 |
| 遊休農地等対策に関する協定締結記念インタビュー | 8 |

#### ユキマサくんとPRキャラバン隊が行く

|                  |    |
|------------------|----|
| 平成30年度行政書士制度広報月間 | 12 |
|------------------|----|

#### ユキマサくんの行政書士見習い日記

|             |    |
|-------------|----|
| 第4回 ～国際業務編～ | 14 |
|-------------|----|

#### 山田家の相続事件簿

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第4話『山田家の相続事件ついに解決！』の巻 | 16 |
|-----------------------|----|

#### 法改正情報

|                            |    |
|----------------------------|----|
| トピック 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 | 22 |
|----------------------------|----|

|               |    |
|---------------|----|
| 遺言書の保管等に関する法律 | 24 |
|---------------|----|

#### 活動レポート

|                                                |   |
|------------------------------------------------|---|
| 監察部<br>奈良県地域振興部長より県各部局へ非行政書士<br>対策に関する通知が出される！ | 6 |
|------------------------------------------------|---|

|                                                       |    |
|-------------------------------------------------------|----|
| 女性会員研修会レポート<br>今日から活かせる！事務所経費・セルフ診断！<br>事務所運営と受任のあれこれ | 10 |
|-------------------------------------------------------|----|

|            |    |
|------------|----|
| 社会貢献活動レポート | 18 |
|------------|----|

|                        |    |
|------------------------|----|
| 行政書士試験・専門士業連絡協議会講演会 報告 | 20 |
|------------------------|----|

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 平成30年度特定行政書士法定研修・審査を終えて | 20 |
|-------------------------|----|

|                  |    |
|------------------|----|
| 女性会員研修会交流会開催のご報告 | 21 |
|------------------|----|

|                |    |
|----------------|----|
| 新人会員のご紹介・会員の動き | 26 |
|----------------|----|

|              |    |
|--------------|----|
| ユキマサなら散歩〈後編〉 | 28 |
|--------------|----|

編集後記



ユキマサくん  
行政書士会の公式マスコット  
キャラクター

奈良には、磐座といわれ祀られる大きな石や巨大な岩が数多くあります。磐座とは、神の依り代となる岩石を指し、さらにはその岩石そのものを神体として崇拝の対象になったものといえるでしょうか。有名なところでは、大神神社には神の鎮まる岩が磐座神社として祀られており、さらにはご神体である三輪山にも磐座があります。また、一刀石が知られる柳生の天岩立神社には前立磐と後立磐からなる巨石がご神体として祀られています。行政書士会の近くでは、興福寺三重塔の傍らに宝蔵院流槍術の祖・胤栄が武の神である摩利支天を祀ったという摩利支天石というものがあります。

巨石信仰は世界中にありましたが、日本で特徴的なこととして神道や仏教と結びつき、それが現在に至るまで信仰の対象となっているということです。寺社で大きな石や岩にしめ縄が張られていたり柵で囲まれていたりするのを見たことがある方も多いのではないのでしょうか。岩と信仰について考えてみるのも面白いですが、今回はあえて、現在信仰の対象にはなっていないものの興味深い巨石を二つご紹介したいと思います。

一つは益田岩船です。橿原市と高取町にまたがる貝吹山の東尾根、白檀南小学校裏手の石舟山の頂上近くの竹林の中に益田岩船があります。東西11m、南北8m、高さ4.7mの巨大な岩ですが、特徴的なのが側面に格子状の整形痕があること、頂上に二つの方形の穴が穿たれていることで、古代に何かの目的で加工がされているものの、それがいまだに謎に包まれています。

（写真／文：広報部 佐藤貴玲）  
（28頁へつづく）



《連載》  
ユキマサなら散歩  
～奈良の巨石～

〈前編〉

# 新年を迎えて



奈良県行政書士会

会長 末廣 元孝



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましてはつづがなく新しい年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと皆様のご協力により様々な事業が実施できました。

定時総会においてご承認いただいた会則改正により常任理事会を設置いたしました。本来必要な権限が縮小され、円滑な運営を行うことが出来なかつた正副会長部長会を廃止し、その運営機能の充実を図るとともに喫緊の課題に対して迅速に対応できる「本来あるべき合議機関」としてスタートいたしました。初回の

常任理事会においては、議案審議のみに終始することなく会務執行に有益な情報の共有と建設的な議論の場として醸成していくことを宣言いたしました。

9月には日行連会長会を奈良市で開催し、記念コンサートを始めとした一連の行事を通して広く市民の方々に行政書士制度の周知活動を実施いたしました。

非行政書士排除の推進については、県議会9月定例会において、所管部署よりしかるべき措置を講じる旨のご回答を頂いたところであります。今後も地道に活動を続け、窓口における適正な規制の実現を着実に前進させていく所存です。

また、現在国政レベルで重要な課題となっている所有者不明土地問題等につきましても、10月に田原本町と「遊休農地等対策に関する協定」を締結し、協働で遊休農地発生未然防止と解消の推進を図っていくこととなりました。当会としては本協定をモデルケースとし、地域の現状に即した活動を推進して参ります。

本年も、被災者支援マニュアル及び支援体制の整備・ADRセンターの利用推進・自治体の成年後見制度

利用促進体制構築に呼応した協力体制の整備・理事会傍聴制度の導入・新規登録会員への更なるフォロー体制の検討など課題は山積しており、引き続き執行部一丸となって取り組んで参ります。

会員の皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



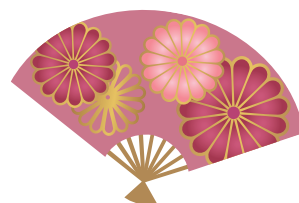


## 平成31年 新年ごあいさつ



奈良県知事

荒井 正吾



奈良県行政書士会の皆様、明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭にあたり、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

平成の御代が終わりを告げ、新しい御代が始まります。125代目の天皇から126代目の天皇にお替わりになられますが、50代までの歴代天皇が奈良の地で治政をお執りになり、わが国の礎を築いていただいたことは奈良県民の最も誇りとするところです。

新しい御代になっても、わが国も奈良県も共に発展し、世界の多くの人々から尊敬を集め続けることができますように、努力し続けたいと思います。

さて、「奈良は良くなってきた」

と言われることが多くなりました。奈良県総合医療センターの移転・開院、朱雀門ひろばの開園など形で見えるもののほか、がん死亡率の減少幅（全国1位「2005年～2015年」、健康寿命（男性全国3位・女性全国18位「2016年」、工場立地件数（全国7位「2018年上期」、就業地別有効求人倍率（近畿1位「2018年9・10月」、障害者雇用率（全国1位「2016年、2017年」）など、数字で見えるものにも良い結果が出てきています。これらは、県民の皆様のご協力のお陰と感謝しています。

さらに、奈良は良くなっていくように思います。県庁東側のバスターミナルが姿を現し始め、この春には開業します。奈良市の大宮通り新ホテル・交流拠点には多数のクレインが立ち並び、来年の春にはまちびらきができます。平城宮跡歴史公園では南門の建設が始まり、3年後には完成します。昨年11月に起工式が行われた高畑町裁判所跡地の宿泊施設は来年の春に、旧奈良監獄のホテルは再来年の春に完成予定です。

また、京奈和自動車道も県内すべての区間で事業化され、工事や用地買収が進んでいます。奈良県の経済発展には不可欠なインフラです。地域医療・介護・福祉の充実、地域経済の振興、農林業の振興、文化の海

外発信、南部東部振興など、様々な分野で大きな動きが起こりつつあります。

奈良にはまだまだ発展する力が秘められていると思います。大阪万博の開催やリニア中央新幹線奈良市付近駅の設置などをはじめに大きく飛躍、発展していくことでしょう。

奈良の飛躍を夢に見つつ、皆様にとりまして本年が幸多き年になりますようお祈りいたしますとともに、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、新年の挨拶いたします。



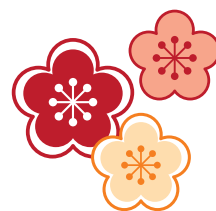


## 平成31年 年頭所感



日本行政書士会連合会

会長 遠田 和夫



平成31年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

奈良県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し、御理解御協力を賜るとともに、各地における行政手続等の円滑な推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今期の大きな柱として、行政書士制度調査室の設置と「行テラス」の発足を予定しています。

行政書士制度調査室につきましては、行政書士制度調査委員会を発展的に解消し、横断的な組織として再編することで、より多面的かつ迅速な情報収集活動を実現します。

「行テラス」につきましては、暮

らしと事業における行政手続や地域住民の困りごとなどを解決する総合相談窓口として、本年2月22日「行政書士記念日」にあわせて全国的なPRを行い、各単位会を拠点に開設を進めます。また次年度以降、外部有識者の協力を得て行政手続実務に関する学会の創設も検討しています。

いずれも外部からの知識・情報を柔軟に取り入れ、国民利便の向上と制度の維持発展に有効な施策の立案につなげてまいります。

そして当然に、法改正の推進も進めます。これまで以上に日政連との関係を深め、足並みをそろえて要望活動を展開してまいります。振り返れば、これまで度重なる法改正により制度の充実が図られてまいりました。2年後には行政書士制度制定70周年を迎えることを踏まえ、周年記念事業の実施も視野に入れ、国民への認知度向上をより一層図りつつ、法改正の実現に向けて機運を盛り上げてまいりたいと考えています。

昨年は、6月に発生した大阪北部地震や7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震など各地で大きな

災害に見舞われ、全国組織としての災害対策や被災者支援のあり方について改めて考えさせられる一年となりました。日行連として被災地域の単位会及び会員、ひいては住民のために何ができるのか、熟慮した結果、まずは日行連における大規模災害等の対策に関する規則を抜本的に見直し、支援活動の内容や大規模災害対策本部の位置づけの明確化を図ることといたしました。これにより、緊急時における対応を円滑なものとし、迅速かつ的確な支援が可能になります。貴会におかれましては、地域住民の安心安全の一翼を担う存在として、非常時における被災地の支援活動の枠組み構築をさらに推進していただければと思います。

引き続き、会員の皆様が行政書士であることを誇りに思えるように、本来業務の確固たる地位を確立し、制度の維持発展に全力を尽くしてまいります。

最後になりましたが、この新しい年が奈良県行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



## 会長会開催 in 奈良県 （奈良会に訪れた 大きなチャンス）

平成30年9月20日（木）全  
国の行政書士会（以下、「単  
位会」とします）会長が一同  
に会する会長会が奈良県にお  
いて開催されました。

### 会長会について

会長会は、平成21年度まで  
主として東京で開催されてき  
ました。その後、定時総会が  
東京で開催されるようになって  
きたこともあり、会長会は、別  
途、地方で開催されるように  
なりました。そして、平成30

年度から、八つの地方協議会  
（北海道、東北、関東、中  
部、近畿、中国、四国、九  
州）の輪番制で開催地が選ば  
れることになりました。

### 会長会の目的

会長会は、単位会の会長が  
一堂に会し、相互の連絡提携  
を緊密にすることを通じて、  
単位会の円滑な運営と進展に  
資することを目的としていま  
す。平成23年度までは、会長  
のみの会議でしたが、平成24

年度から懇親会には御来賓等  
外部の方もお招きした会とし  
て開催されるようになりました。  
また、知事会談や懇親会  
も同時に行われるようにな  
り、地域へのPRも兼ねるよ  
うになりました。

このように会長会は、日行  
連の行事の中でも、歴史と格  
式があり、全国から47名の会  
長が集まるため大掛かりでも  
あります。そのため、開催地  
にとっては、関係各所や地域  
住民の方々への大きなPRと  
なります。

お蔭様で、奈良県で開催す  
る運びとなり、奈良会にス  
ポットが当たるまたとない機  
会となりました。

（一部日行連資料援用）

### 会長会

ホテル日航奈良  
13:30～17:00

- 1、遠田日行連会長のご挨拶
- 2、柳原奈良県地域振興部次長  
からのご祝辞



- 3、末廣奈良会会長の挨拶
- 4、糠谷日行連顧問による講演  
「行政書士の未来像」



- 5、意見・情報交換

- ①新規業務開拓への取組  
無人航空機（ドローン）活  
用に伴う申請業務や地理的  
表示（GI）保護制度、野  
外広告物許可申請、その他  
の取組について
- ②所有者不明土地及び空き家  
対策への取組について





記念イベント

「ヤマトまほろば  
コンサート」  
なら100年会館  
15:00～16:30

9/  
19



9/  
21

観光ツアー

西大寺～平城京跡～東大寺  
西大寺では大茶盛体験、東大寺  
では塔頭（たちちゅう）さんにご案内いただくなど、通常の旅行  
では体験できないプログラムを楽しんでいただきました。

参加人数31名（内9名奈良会）



ディアーパークゴルフ  
クラブ（奈良市）  
参加人数19名  
（内10名奈良会）

ゴルフコンペ



御来賓の方々

■ご本人出席

堀井巖参議院議員

荒井正吾奈良県知事

仲川げん奈良市長

川口正志奈良県議会議長

藤山純一奈良日日新聞社代表取締役社長

■代理ご出席

奥野信亮総務副大臣（代理：秘書木口善行様）

高市早苗衆議院議員（代理：秘書木下守様）

小林茂樹衆議院議員（代理：秘書岩見祥志様）

田野瀬太道衆議院議員（代理：秘書難波正敬様）

佐藤啓参議院議員（代理：秘書石橋利洋様）

9/  
20

懇親会

ホテル日航奈良

18:00～20:00

会長会終了後、多数の来賓  
にご臨席を賜り懇親会が開催されました。

アトラクションでは「高速  
餅つき」を披露し、複数の  
会長にも餅つきを体験して  
いただくなどして、懇親を  
深めていただきました。

懇親会には、議会開催中にも拘わらず荒井正吾奈良県知事にもご  
臨席を賜り遠田日行連会長、末廣会長との会談が行われました。



仲川げん奈良市長



川口正志奈良県議会議長



堀井巖参議院議員

**STOP“非”行政書士**

**その書類に  
レッドカード**

行政書士でない者が他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を業として作成することは、**法律違反**です。  
(他の法律で特別の定めがある場合は除く)

\*違反者は1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられます。

**奈良県行政書士会**  
お問い合わせ TEL 0742-95-5400

<活動レポート> 「動く監察部としての取り組み」

**奈良県地域振興部長より県各部署へ  
非行政書士対策に関する通知が出される！**

平成28年12月の奈良県議会の定例会において、「県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守を求める請願書」が採択されたことは会員各位も周知のことと思います。

しかしながら、本請願が採択されたものの、依然、監察活動調査によって他団体や他士業など非行政書士による本人申請を装った各種許可申請の事実が確認されていました。

そこで、監察部としては、非行政書士注意喚起プレートの設置や新たな非行政書士注意喚起ポスターを作成し掲示をするなど、活動を続け注意喚起を促してきました。

そして、このような状況のもと、平成30年9月奈良県議会定例会において、「県許認可窓口における行政書士法の遵守徹底について」と題する代表質問が岡史朗奈良県議会議員からなされ、その結果、平成30年10月9日に地域振興部長名で「許認可受付窓口にお

奈良県行政書士会監察部オリジナル  
非行政書士注意喚起ポスター

会員の皆様へ  
お願い！

次！の3点、遵守・徹底して下さい！

- ① 依頼者からの委任状添付
- ② 行政書士証票の提示
- ③ 申請書類に行政書士の記名押印

請願の採択より約2年、ようやく本通知が出されたことで、今後は関係部局との協議ということになりますが、具体的には、代理人の委任状添付の義務付け、窓口での本人確認を徹底して頂くよう働きかけをしていきます。

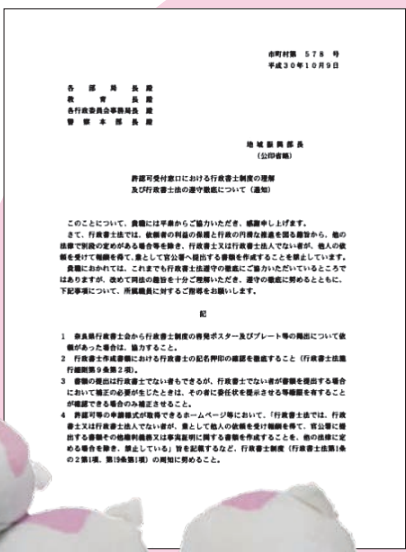
ける行政書士制度の理解及び行政書士法の遵守徹底について」の通知がなされました。本通知を受けて、今後は各許認可窓口を所管する各部署と協議しながら、その具体的な内容についてさらに話を進めていくことになりました。



許認可受付窓口における行政書士制度の理解  
及び行政書士法の遵守徹底について（通知）

～省略～  
記

- 1、奈良県行政書士会から行政書士制度の啓発ポスター及びプレート等の掲出について依頼があった場合は、協力すること。
- 2、行政書士作成書類における行政書士の記名押印の確認を徹底すること（行政書士法施行細則第9条第2項）。
- 3、書類の提出は行政書士でない者でもできるが、行政書士でない者が書類を提出する場合において修正の必要が生じたときは、その者に委任状を提示させる等権限を有することが確認できる場合のみ補正させること。
- 4、許認可等の申請様式が取得できるホームページ等において「行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受けて報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを、他の法律に定める場合を除き、禁止している」旨を記載するなど、行政書士制度（行政書士法第1条の2第1項、第19条第1項）の周知に努めること。





平成30年10月10日（水）田原本町役場において、遊休農地等対策に関する協定が締結されました。

田原本町の総面積は2,109㌥でこのうち農地は886㌥、総面積の約42%を農地が占めており、そのほとんどが優良な第一種農地となっています。

全国で農業従事者の高齢化、後継者不足による遊休農地の増加が問題となつていますが、田原本町は今のところ、他の市町村ほど耕作放棄地の問題は顕著化していません。しかしながら、今後は田原本町においても遊休農地が拡大する懸念があり、遊休農地を発生させない対策が課題となっています。

奈良会においても、空き家対策に係るプロジェクトチーム（下段、参照）が、遊休農地・所有者不明土地問題について取り組みを行ってきました。

今回の協定は、遊休農地の発生を防止し、農業を守りたいという田原本町の思い（次頁、参照）と、農地法に基づく農地に関する手続に精通している行政書士が社会貢献をしたという思いが合致したことにより合意に至りました。

## テレビや新聞で紹介されました

締結式には、多数の報道機関の方々にご出席いただきました。

【締結について報道して下さった

報道機関】（五十音順・敬称略）

奈良新聞、奈良テレビ放送、奈良日

日新聞、毎日新聞、読売新聞

## 田原本町と「遊休農地等対策に関する協定」を締結

～遊休農地の発生を防止し、農業を活性化する～



田原本町 森 章浩町長（左）  
奈良県行政書士会 末廣 元孝会長（右）

今回の協定は、田原本町の農地が遊休農地になることを防ぐために、その対策と啓発活動を奈良会と協働して推進することを目的としたものです。

協定書の主な内容は、次のとおりです。

- ①住民に対する広報啓発活動
  - ②遊休農地等の管理活用に関する相談業務
  - ③遊休農地等の適正管理と活用に関する講習会への講師の派遣等
- 今後、この協定に基づいて、具体的な活動を取り決め、実施していきます。

### 空き家対策に係る

#### プロジェクトチームとは

人口減少、少子高齢化などが原因で全国的に所有者不明土地、空き家が問題になっている中、平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

また、日本行政書士会連合会においても、平成29年8月に設立された全国空き家対策推進協議会に参画する等、積極的にこの問題に取り組んできました。

奈良会においても、当該問題に取り組むべく、専門に活動する組織として、空き家対策に係るプロジェクトチームを設置し、当該問題について、奈良県内の市町村に、対策の提案や行政書士の活用について働きかけを行ってきました。今回の協定締結は、その成果です。

#### メンバー

板倉 靖史



遠山 健太郎



松本 和也



吉田 良子



遊休農地等対策に関する協定締結記念インタビュー

## 農地を活かし、

## 農業で発展するまちづくり

遊休農地や空き家などの対策について、土地や空き家の利活用の視点から考えると各種の許認可手続が不可欠であり、手続の過程では様々な行政機関の橋渡しが必要となります。これらは、まさしく行政書士の専門職域です。特に農地に関する手続は、行政書士の得意分野です。遊休農地対策に対するニーズは地域によって様々です。普段より行政機関の意向をくみ取り、国民の皆さまとの橋渡しを行ってきた行政書士ならではの支援ができと考えています。遊休農地に関する対策は、公共性が高いので、田原本町の皆さまと連携して対策に取り組むことによって社会に貢献したいと考えています。

奈良県行政書士会 空き家対策に係るプロジェクトチーム

## 農地のエキスパートとして社会貢献を



### — 田原本町の紹介 —

**ユキマサ**…森町長、本日は、ご多用のところ、インタビューに応じて下さってありがとうございます。早速ですが、田原本町の歴史や特徴を教えてください。

**森町長**…今から約2,000年前の弥生時代、田原本の地には、日本最大級の集落がありました。唐古・鍵遺跡がその集落跡です。また能楽発祥の地といわれており、能楽に關係する地名がたくさん残っています。その他にも寺社仏閣があつて歴史が好きな方にはとても人気があります。

**ユキマサ**…聖徳太子の時代には、筋違道（太子道）が通っていたにや。

**森町長**…そうですね。奈良盆地の中央に位置し、古来から交通の要衝の地として栄えました。今は、鉄道などの交通機関が充実して県外へのアクセスがとてもいいですよ。

### — 田原本町の現状と農地に関する課題 —

**ユキマサ**…田原本町は国道24号線を挟んで西部に住宅が多く、東部に農地が広がっているにや。

**森町長**…町の人口は、1970年頃の住宅政策の効果で、31,984人（H30年10月末現在）、奈良県内の町レベルでは2番目の規模です。その町の人口の7割が町の西部の住宅エリアに集中しています。一方、町の東部は、農地が多く、町の面積の約半分を占めています。

**ユキマサ**…歴史もあつて自然も豊かでとても素晴らしい町だと思うけれど、なにか課題はあるのかにや？

**森町長**…西部の住宅エリアは、近年、空き家が増えてきましたが、国の支援や様々な業界が参入してきているため対策が進んでいます。

**ユキマサ**…じゃあ、東部の農地エリアはどうなのかにや？

**森町長**…農地エリアでも過疎化が進んでおり、農業従事者が減少しつつあるので、遊休農地が拡大する懸念があります。ですので、今まさに対策を模索しているところです。

**ユキマサ**…対策の方向性は決まっているのかにや？

**森町長**…町の農地は、ほとんどが第一種の優良農地です。ですので、宅地などに転用して活用するというのではなく、あくまで農地として活用し農用地域を守りたいと考えています。

そのためには、田原本町の農業を高収益作物に転換するなどして農業を活性化させ、担い手を誘致する政策に力を入れたいと考えています。

### — 協定を結んだことにより期待される効果と具体策 —

**ユキマサ**…行政書士の業務には農地法に基づく農地の転用や相続による届出、利用権（賃貸借権・使用貸借権等）の設定に関する業務があるにや。他府県では、農地転用（土地開発）など土地に関する業務をメインとしている行政書士も沢山います。





地の利を生かした都市型農業を目指す



平成30年9月12日、田原本町の127%の農地が奈良県独自の取組である特定農業振興ゾーンとして指定されました。これを機に高収益産業としての農業の基礎を作っていきたいと思っています。そこで、収益の出る農業を実現するため、作物の選定、海外も視野に入れた販路の開拓、農家さんの育成などに取り組みます。

また、本年11月に地面がコンクリートでも農地として扱うという法改正がありました。今後、全国的に「農業工場」ともいえる新しい農業の形が広がっていくでしょう。田原本町でも従来の農業から脱却した新しい農業の方向性を打ち出したいと思っています。地の利を生かした都市型農業を推進できれば、先進例となることも可能です。農業があるからこそ活性化するまちをめざします！

奈良会の皆様、協定を皮切りに、今後とも、宜しくお願いします！

田原本町長 森 章浩

んだけど、奈良県では、まだまだ周知されていないにや。そこで、奈良会では、人材育成や組織作りを行い、農地の分野について業務を拡充していこうと思っているにや。

森町長…これまで農家さんにとって、主な相談窓口は農業委員会やJAさんでした。しかし、役場では、農地の相続にあたり、遺産分割協議書の作成・指導はできません。また、作付や補助金のことは相談に応じることができても、農地の利活用はまだ入り込むことはできません。できることに限りがあるので、そこを補完できる機関の協力が必要です。農地に精通する法律家である行政書士が農地対策に関わってくれるのはありがたいですね。

ユキマサ…まずは、行政書士に何ができるか、農家さんの課題や農地の課題を把握する必要があるにや。

森町長…農家代表さんたちの意見交換会を開催し、町と協働して意向調査をしてはどうでしょうか。そこに若手の農家さんや新規就農者さんにも参加してもらえたらと思います。

ユキマサ…協定の項目に遊休農地等の権利・活用に関する相談業務というのがあるにや。

森町長…田原本町では、毎年、農業祭を開催しているので、そこにブースを出してみてもいいでしょう。



ユキマサ…ありがとございますにや！

あと、できれば、2ヶ月に1回でもいいので役場内で相談会の場を設けていただくと嬉しいにや。

森町長…検討してみます。

ユキマサ…経営移譲や利用権の設定などについては、どこへ相談しているか困っている農家さんも多いと聞いているにや。相続なども手つかずになっているケースもあるので、取り残しをなくす必要があるようにだにや。

森町長…相談窓口が十分でないと、農地を売るといった活用方法しか選択できず、そうなる農地として有効活用ができなくなってしまうにや。

ユキマサ…こちらこそ、宜しくお願いしますにや。ご期待に添うべく頑張るにや！



田原本町産業建設部農政土木課  
田邊 義巳課長(左)  
松井 和樹課長補佐(右)



インタビュに際しては、  
色々、お世話になりましたにや  
ユキマサくん  
日本行政書士会連合会  
公式マスコットキャラクター



平成30年11月12日開催 女性会員研修会レポート

**今日から活かせる！事務所経費・セルフ診断！**

ちよつと聞いてみたい……。けど、改まって聞けない……。  
 そついう「ちよつと情報」を意見交換し、今日から事務所運営の  
 経費見直しや設備投資のヒントになれば！

## Q コピー用紙について

購入先：アスクール・カウネット 購入時にネット通販で一番安いもの  
 ホームセンター

紙 質：白色度にこだわる 4名

アスクール：マルチペーパーセレクト ホワイト スムース

→白色度が高く、申請時、役所から好評を得たことがある

価格帯：5千枚 3千円～3千875円

裏面再利用について

■利用する派 12名

■利用しない派 2名

→プリンターが壊れやすい



## Q プリンターについて

①インクジェット派？レーザー派？

インクジェット・・・・・・・・・・7名

レーザー・・・・・・・・・・4名

併用・・・・・・・・・・2名

プリンターだけレーザーを使用・・・1名

②複合機を使っていますか？

YES・・・6名

NO・・・8名

③リース派？買取派？

リース派の人に聞きました

■1か月1万円未満

白黒1.5円 カラー 40円

■1か月4万3千円

ブラックボックスを設置し、

サーバーを利用している

→現在、他のシステムを検討中

■リース料 5年で64万円程

(トナー代込み)

ランニングコスト黒1枚3円

紙媒体をデータ保存できる

ソフトのサービス付き

買取派に聞きました

■OKIデータ 32万8千円

複合機 A3 カラーレーザー

5年保証付

カラーの発色Good

5年目までは快調

6年目頃から立ち上がりが悪くなり

動作音も大きくなる。トナーの消費

も早くなり、現在、年間約6万円



## Q 名刺について

■お手製 →自由度が高いので便利

→印刷会社へ依頼だと紙の質等の判断がしにくい

■業者に依頼

→5万5千円 内容 デザイン制作3種類

印刷 コート紙 100枚×2種類

■自分でデータを作って印刷のみ業者に発注

→プリントパック 紙のサンプルが一式ついてくるので、

手触りや厚みがわかったうえで発注できる

→アドプリント

☆名刺入れに香水を入れて香りをつける

☆木の名刺にするとインパクトがあって好評

☆法人用、個人用、士業用、顧客用など使い分け

名刺の情報  
参考になりました

気になる  
広告方法が  
あったので  
試してみます

文書管理  
システム  
検討します







## Q セキュリティー入っていますか？

YES・・・3名

### ■月1万2千円

- 内容 ①出入カード  
②夜間など不審者が侵入すると、粉が出る  
③手元ボタンを押すとセキュリティ会社に連絡が行き来てくれる

### ■月約7千円

- 内容 ①火災報知機と連動  
②自宅事務所なので自宅用との併用プラン  
③上記に同じ

NO・・・11名

- マンションタイプの事務所で入口がオートロック
- スタンガン、催涙スプレーなど常備
- 監視カメラ購入約5万円  
→外出先から確認できる



## Q 文書管理

- DocuWorks 導入検討 2名  
初期費用約64万円、月約1万1千円
- PDF化して保管

## Q 書類の処分

- 溶解 2名  
予めサービスの契約をする  
FAXにて引取日連絡、配送業者さんが引き取りに来てくれる  
1箱 約1千800円(税別)

## Q お中元・お歳暮、お礼などしていますか？

- 障がい者支援の一環として、障がい者施設からカレンダーを購入し、事務所の顧客に配布
- 相続案件でお客様先に訪問した場合は、ご霊前を持っていく 1周忌にお供えを送る
- 仕事を教えてもらった先輩には、お礼のお菓子など持参している
- 一切しないと決めている

## Q どのような広告していますか？

- DM
- 郵便局と警察コラボのはがきの広告枠
- 新聞の折り込みチラシ、広告欄
- 郵便局にチラシ設置(2週間2千160円)  
→効果:年間3~4件
- 郵便局ポスター掲示 月約5千円
- 経営者団体などに入会 月約7千円~1万円
- HP 業務ごとに作成  
管理費 月約1万3千円
- HP 製作費 約30万円

## Q 請求について

- ①交通費、日当、通信費など
  - 報酬額に含める 3名
  - きっちり請求 3名
  - 領収書があるものについては請求1名  
☆車の場合は、電車移動に換算して請求  
☆日当・立ち合い費用:1万円が目安
- ②立替金の請求タイミング
  - 事前 →最初の説明の時に明確に言い切るのが肝心
  - 事後 →10万円くらいであれば  
☆許可対応完了後に値下げ交渉された  
☆相手先が倒産し代金をもらえなかった

経営者団体の退会を検討します

コピー用紙の紙質をアップします



※掲載の企業等について奨励するものではなく、当会において特定の取引等はありません  
※掲載内容は、研修会で出された意見の一部です  
※情報はあくまでも個人の見解でありコスト低減・業務効率化等を保証するものではありません

# 平成30年度行政書士制度広報月間

## ユキマサくんとPRキャラバン隊が行く

平成30年10月23日(火) 行政書士制度広報月間として、ユキマサくんと共に、午前は奈良警察署、午後は桜井市役所を表敬訪問致しました。



奈良警察署 宮本勝弘署長(中央)と  
一緒に記念撮影！

**奈良警察署**

行政書士の業務には、車庫証明の取得代行、風俗営業許可申請、古物営業許可申請などの代行があります。

窓口は、申請を管轄する各警察署です。

今回は、東大寺や平城宮跡などの名所旧跡が多数存在する奈良市内で活躍されている奈良警察署に、日ごろの御礼をかねて、訪問させていただきました。



スタートした企画です！  
のある機関、奈良会と各種協定の表敬訪問、一般の方々へPR活動を行っています。



車庫証明の申請をしたニヤ  
受付のお姉さんに  
笑顔で受け取ってもらったニヤ



玄関前で敬礼！



パトカーも、警察官のお兄さんも  
カッコよかったニヤン





桜井市役所 松井正剛市長(中央)と  
ご一緒に記念撮影！

**桜井市役所**

桜井は、芸能や相撲の発祥の地だそうです。そんな歴史の深い街の市政を担う桜井市役所と奈良県行政書士会は、被災者支援協定を結んでいます。

今回は、日ごろの感謝を込めて表敬訪問をさせて頂きたくと共に、行政書士業務である農地の相続手続に関するポスターをお渡しさせていただきました。



桜井市役所の敷地内で、PRグッズを配布させていただきました



来庁者の方にPRグッズをお渡したニャン！



はじめまして！ユキマサです！  
お子様にも喜んでもらったニャン！

## 監察部・第1業務部



奈良会オリジナル  
ポスター作成！

広報月間期間中に土木事務所・農業委員会など関係各所に配布しました。

## 広報月間特別企画



「女性行政書士による女性のための無料相談会」を実施しました。  
写真は相談会前の事前打合せ風景

## PRキャラバン



昨年（H29年）から行政書士業務に関わりを結んでいる市町村へグッズの配布などの

# ユキマサくんの

## 行政書士見習い日記



### 第4回

#### 「国際業務編」

いつも飼い主の『くらし  
まもる先生』のそばで行政  
書士のお仕事を熱心に学ん  
でいるユキマサくん。

猫界の行政書士になるた  
め、今日も先生にピッタリ  
と寄り添って、一生懸命に  
業務を勉強しています。

今朝も、いつものように  
まもる先生のところへ挨拶  
をしに来たユキマサくん  
でしたが、なにやら小声で  
ツブツブ言っています・・・

ユキマサ「グッモーニン ミスター マモル！ ハ  
ワユー？」

まもる先生「ん？？急にどうしたんだい？ユキマサ  
くん？」

ユキマサ「行政書士には国際業務という外国の人の  
ためのお仕事もあると聞いたニャーだから、これか  
らは外国語も勉強しないといけないニャ。」

まもる先生「うんうん、感心だね！最近では身近な場  
所でも外国の人が普通に働いているのを見かけるよ  
うになってきたからね。そして、これからはもっと  
いろいろな分野で外国の人が活躍するようになって  
いくんだ。そうなれば行政書士がそのお手伝いす  
る機会もますます増えていくよ。」

ユキマサ「行政書士はどんなことをお手伝いするこ  
とができるのかニャ？」

まもる先生「まず、外国の人が日本に来て働くため  
にはビザが必要なんだ。」

ユキマサ「ビザとはなんだニャ？」

まもる先生「例えば海外旅行に行くときにはパス

ポートが必要だよ。パスポートというのは出国さ  
せる側の国が発行する国際的な身分証明書なんだ。  
対してビザは入国される側の国が事前に審査をして  
与える証書のこと『査証』とも言うよ。」



ユキマサ「海外旅行にもビザは必要なのかニャ？」

まもる先生「数日間の旅行など短期滞在の場合はビ  
ザが免除されている国も多いんだ。でも外国で働く  
ためには、必ず就労ビザを取得することが必要だ  
よ。」



## 《就労ビザの種類》

- ① 経営管理
- ② 教育

③ 技術・人文知識・国際業務

④ 企業内転勤

⑤ 技能実習

⑥ 高度専門職

⑦ 介護  
など



## 《就労ビザ取得の手続きの流れ》

(海外より外国人を呼び寄せる場合)

① 日本企業が外国人労働者の雇用を希望

② 管轄の入国管理局に希望する就労ビザ

に係る在留資格認定証明書交付申請

(手続きを申請取次行政書士に依頼す

ることが出来ます)

③ 外国人の居住国における日本大使館に

て、ビザの受取り

④ 来日して、勤務予定先にて就労可

ユキマサ「では外国の人が働きに来るためには日本の就労ビザがいるということかニャ？」

まもる先生「その通りだよ。現在、就労ビザは17種類あってそのうちの1種類のみを取得することができんだ。つまり、取得した種類の活動内容と違う活動をした場合にはビザを変更しなければならないんだ。」

ユキマサ「なるほどだニャ。外国から働いてくれる人を呼び寄せたいときにはどんな手続きをすればいいのかニャ？」

まもる先生「日本にある会社が海外に住んでいる外国の人を労働者として呼び寄せようとした場合には、入国管理局へ申請をするんだ。就労ビザの審査で問題がなく許可が下りれば『在留資格認定証明書』が交付される。その書類を現地の日本大使館・領事館に持っていけば、日本に入国できるビザ(査証)がパスポートに押印されるんだ。そのパスポートと在留資格認定証明書を持って来日すれば、日本で働くことができるというわけなんだ。」

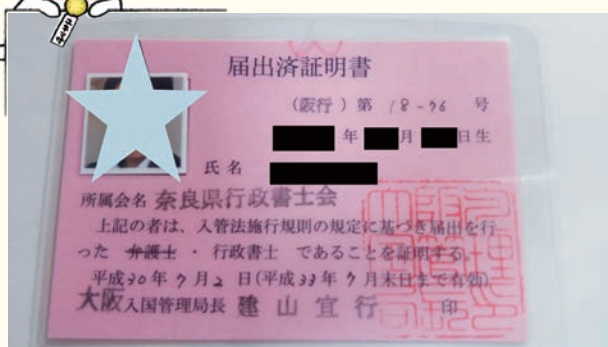
ユキマサ「そうなんだニャー行政書士はその在留資格認定証明書の取得をお手伝いすることができるのニャ？」

まもる先生「行政書士の中でも、法務大臣が認定した講習と効果測定を終了し、入国管理局に届出をした者に『申請取次行政書士』という資格が与えられるんだ。申請取次行政書士は入国管理局で在留資格認定証明書の申請を行うことができるんだよ。」

ユキマサ「よくわかったニャー!これからは行政書士の勉強も外国語の勉強もがんばるニャー!」

まもる先生「そうだね!行政書士はこれからのグローバル社会でも、どんどん活躍の場を広げていくことになるからね!」

行政書士の中でも、  
また特別な資格がいるんだニャ!



# 山田家の相続事件簿

## 第4話『山田家の相続事件ついに解決！』の巻

### これまでのお話

山田家のおばあちゃんが亡くなり、相続が開始しました。飼犬の柴犬『さくら』は、おじいちゃんと一緒に友達犬チワワの『しか丸』の飼い主でもある行政書士大仏先生に相続の相談に行きました。相続手続きを依頼された大仏先生が、おばあちゃんの戸籍の取寄せと財産調査を始めたところ、前婚の際に息子が一人いることがわかりました。

会ったこともない息子の『鈴木ヒロシ』さんにもハンコをもらわないと相続手続きができないことを知ったおじいちゃんは、大仏先生に勧められて、ヒロシさんにお手紙を送りました。なかなか返事が来なくて不安なおじいちゃんでしたが、しばらくしてヒロシさんから『おばあちゃんの法事に参加して話をしたい』という手紙が届きました。そして、今日はその法事の日。約束の10時に玄関のチャイムが鳴り…

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

### 被相続人 山田 花子 相続関係説明図

最後の住所  
神奈川県〇〇市〇〇町5丁目6番7号  
死亡 昭和38年8月1日  
(前 配偶者)  
鈴木アキラ (享年25才)

最後の住所  
奈良県●●市●●町1丁目2番3号  
出生 昭和17年9月9日  
死亡 平成29年10月1日  
(被相続人)  
山田 花子 (享年75才)

住所  
奈良県●●市●●町1丁目2番3号  
出生 昭和12年8月8日  
(配偶者)  
山田 太郎 (80才)  
<法定相続分 1/2>

住所  
神奈川県〇〇市〇〇町5丁目6番7号  
出生 昭和37年2月2日  
(長男)  
鈴木ヒロシ (55才)  
<法定相続分 1/8>

住所  
奈良県■■市■■町2丁目3番4号  
出生 昭和40年7月7日  
(長男)  
山田 一郎 (52才)  
<法定相続分 1/8>

(次男) (被代襲者)  
山田 二郎 (享年47才)  
死亡 平成27年9月1日

住所  
奈良県▼▼市▼▼町3丁目4番5号  
出生 昭和47年6月6日  
(長女)  
柳生 光子 (45才)  
<法定相続分 1/8>

住所  
奈良県◆◆市◆◆町4丁目5番6号  
出生 平成9年5月5日  
(孫・代襲者)  
山田 政男 (20才)  
<法定相続分 1/16>

住所  
奈良県◆◆市◆◆町4丁目5番6号  
出生 平成11年4月4日  
(孫・代襲者)  
山田 行男 (18才)  
<法定相続分 1/16>

ピンポーン  
と玄関のチャイムが鳴ったとたん、リビングに集まっていた親戚みんなが、お互いの顔を見合わせた。誰が玄関に行くの？って。もちろん一番に走って行ったのは、わたしよ。たまには番犬らしいところも見せなくっちゃね。せっかく来てくれたヒロシさんにワンワン吠えるのは悪いから、尻尾を振って喜んでお迎えすることにしたわ。わたしの後から、長女の光子さんがやって来て玄関のドアを開けたの。

「おはようございます。初めまして、鈴木ヒロシです」玄関に立っていたのは、緊張しながらも優しいような笑顔をしたおじいさんだったわ。

光子さんもちよっと緊張した口調で挨拶すると、ヒロシさんにスリッパを勧めてわたしを振り返った。「犬は大丈夫ですか？」「ええ、うちにも犬がいるので」とヒロシさん。ヒロシさんは、ドアが開いてすぐにわたしに気づいて、笑いかけてくれたのよ。亡くなったおばあちゃんにそっくりな笑顔で。わたしはヒロシさんのこと、一目で気に入ったわ。

リビングにヒロシさんが入ると、おじいちゃんがまず自己紹介





をして、順番に長男の一郎さん、長女の光子さん、亡くなった次男の二郎さんの二人の息子の政男君と行男君を紹介したの。一通り自己紹介や挨拶が終わると、ヒロシさんは、おばあちゃんの仏壇に手を合わせたいとおじいちゃんに言ったの。おじいちゃんと一緒にわたしが和室に案内したのよ。ヒロシさんは仏壇にお供えをして、飾ってあるおばあちゃんの写真を見たたん、目にいっぱい涙を浮かべたの。おじいちゃんとわたしは、ヒロシさんだけにしてあげようと思って和室を出てリビングで待つことにしたわ。しばらくしてヒロシさんは、恥ずかしそうな、でもどこか寂しそうな笑顔で戻ってきたわ。みんなはヒロシさんが思っていたより感じのよい人だったから、だいぶ安心したみたい。肝心な話はまだしてないけどね。

少ししてお寺からお坊さんが来て法事が始まったんだけど、わたししたらお経を聞きながら、みんなの後ろでうとうとしちゃった。

法事が終わって、いよいよ遺産分割の話になったの。政男君は20歳で成人しているから、遺産分割の話をするのには問題ないんだけど、行男君はまだ高校3年生で未成年だから、未成年代理人が必要で、母親のすみれさんが代理人で参加したのよ。

実は、昨日おじいちゃんは行政書士の大仏先生の事務所まで、綿密に打ち合わせをしたの。だから今日は、そんなに不安じゃないみたいね。

おじいちゃんは、大仏先生に作ってもらった遺産目録をみんなに見せたの。預貯金の明細や銀行の残高証明。株や投資信託の銘柄や評価額。土地や建物の登記事項証明書を見せて説明をしたわ。ヒロシさんの法定相続分が8分の1になることを説明した時、ヒロシさんはうつむいて首を横に

振ったの。みんなそのしぐさにドキッとした。えっ？何？どういう意味？すっごくドキドキする。ヒロシさん、怒ってるの？

「ぼくは、もらえない」うつむいたままヒロシさんはそう言ったの。「母が家を出てからぼくは、鈴木家の祖父と祖母に大切に育ててもらいました。跡取りだということ、厳しくされて辛いこともありました。母が亡くなった知らせをうけて、鈴木家の親戚から当時の母が鈴木家でどんなに辛い思いをしたのかを聞きました。そして何より、母が大切にしていたという、小さな頃のぼくの写真を取って母の想いを充分に感じる事ができました。それで充分です。今日ぼくが来たのは、母の法事に出席したかったのと、このことをみなさんに会って直接お伝えしたかったからなんです。」

それを聞いたおじいちゃんたら、おばあちゃんがずっとヒロシさんのことを気にかけていたの、何も受け取ってもらえないのは花子に申し訳ないとか言って、あたふたしてたわ。子供達もヒロシさんに、気持ちだけでももらって欲しいという話をして、最終的にヒロシさんは現金300万円を相続してもらうことになったの。残った遺産は山田家で以前取り決めてた通りに分けることになったわけ。

後日、行政書士の大仏先生とチワワの『しか丸』に見送られて、先生の事務所からおじいちゃんとわたしが出て来た。やっと相続手続きがすべて終わり、先生に報告して来たの。おばあちゃんはいなくなったけど、ヒロシさんという家族が増えた。わたしは犬の嗅覚で嗅ぎ取った通り、ヒロシさんは本当にいい人なの。長男の一郎さんなん

## ポイント

### 特別代理人選任

親権者である父又は母が、その子との間でお互いに利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます。）をするには、子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。また、同一の親権に服する子の間で利益が相反する行為や、未成年後見人と未成年者の間の利益相反行為についても同様です。

利益相反行為とは、例えば、父が死亡した場合に、共同相続人である母と未成年の子が行う遺産分割協議など、未成年者とその法定代理人の間で利害関係が衝突する行為のことです。（裁判所ウェブサイトより抜粋）

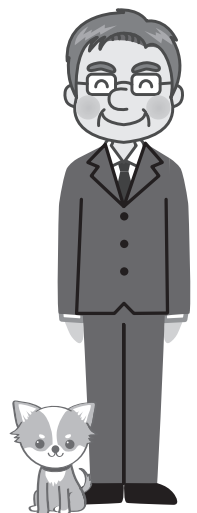
※利益相反がない場合は、法定代理人（民法5条）

て、次男の二郎さんが亡くなってから、男兄弟一人で寂しかったけど、子供の頃から欲しかった兄貴ができたとか言って喜んでるのよ。そしてヒロシさんの飼犬はオスの黒柴で『ヤマト君』っていうんだけど、最近よく一緒に遊びに来てくれるから、わたしも楽しいわ。おじいちゃんも前みたいに元気になってくれたのよ。みんな大仏先生のお蔭ね。

みんなも、もし相続手続きで困っているなら行政書士に相談したらいいと思うわ。

きつと強い味方になってくれるわよ。

（終わり）



# 社会貢献活動 レポート

## 吉野で「起業」・「民泊」セミナーへの講師派遣

10月9日（火）、10月23日（火）

11月21日（水）：吉野三町村雇用創造協議会



吉野町・川上村・東吉野村の三町村と三町村内経済団体等により設立された吉野三町村雇用創造協議会からのご依頼で、同会主催のセミナーに講師を派遣しました。

このセミナーは、吉野地域が厚生労働省の「実践型地域雇用創造事業」に採択されたことによる経営革新セミナーの一環で、本会は『吉野で叶えるワタシの起業』（講師：吉田 良子会員）と『ユキマサくんの民泊開業日記』（講師：山田 祐己会員）を担当させていただきました。

講義だけでなく、参加者の事業に対する熱い想いを語り合い、意見交換を行うというまさに実践形式のセミナーになり、吉野の活力を大いに感じた時間となりました。



## 中小企業経営セミナーで行政書士をPR

11月9日（金）：奈良商工会議所

奈良商工会議所にて、中小企業・小規模事業者を対象に中小企業経営セミナー『引き継がれていく会社になるために 経営の磨き上げ講座』が開催されました。

このセミナーは、日本政策金融公庫奈良支店・TKC南近畿会・奈良県社会保険労務士会・奈良商工会議所と奈良県行政書士会の共催によるもので、本会も時間をいただき「行政書士による中小企業支援業務」をPRしてまいりました。

参加された皆さんの熱気から、事業承継への関心の高さが感じられたセミナーでした。





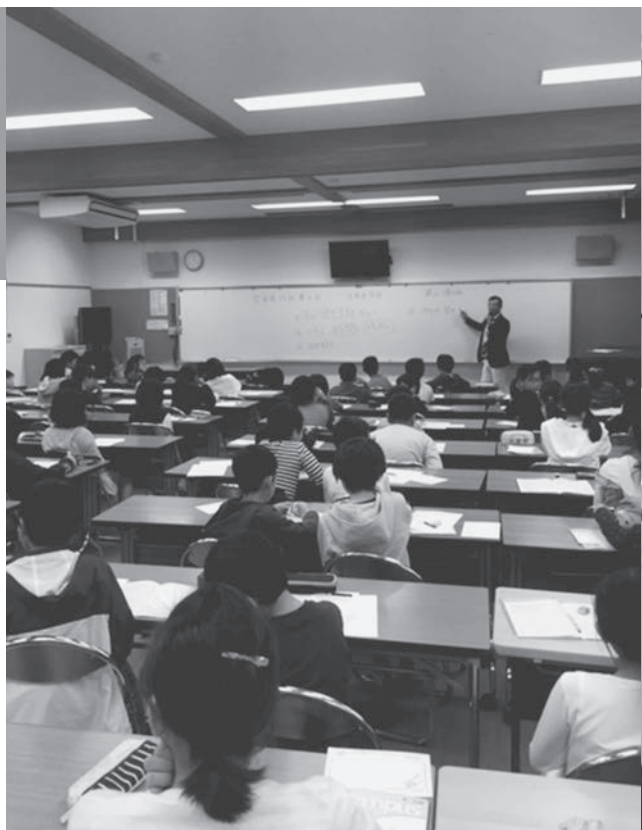
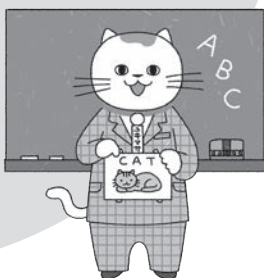
## 奈良女子大学附属小学校で法教育学習

11月6日（火）：奈良女子大学附属小学校

奈良女子大学附属小学校にて、小学校5年生69名を対象に、本会の遠山健太郎会員が講師として出講し、法教育学習を実施しました。

学習テーマは、『行政書士って知っていますか？身の回りのルールや決まりごとについて』。

識字率の話から、代書屋が行政書士の始まりであること、学校や家庭での約束事やルール、そして子どもたちの将来の夢など子どもたちが身近に感じやすい出来事を取り上げて、にぎやかに対話をしながらの学習になりました。



## 大和郡山市地域包括支援センター主催 権利擁護講演会への講師派遣

11月29日（木）：やまと郡山城ホール 小ホール

大和郡山市地域包括支援センター主催『～大和郡山市権利擁護講演会～わくわく終活はじめませんか』に、本会から林紫乃会員を講師派遣し、エンディングノートを使った終活プランニングについてお話ししました。

この講演会は、高齢者が自分らしく生きるため終活・成年後見制度等の知識を持って将来への備えができるとともに、支援が必要になったときには適切な制度を利用することができるようになることを目的としています。

会場が満席になるほどの参加があり、終活に対する関心の高さがうかがえました。

## 奈良県よろず支援拠点 合同相談会実施について



「奈良県よろず支援拠点」は平成26年6月の開設以降、県内の中小企業・小規模事業者の抱える課題に対して総合的なサポートを実施しておられます。

平成28年4月には利便性の良い「近鉄奈良駅前サテライトオフィス」を開設され、本会ではサテライトオフィスにて合同相談会を実施しています。

「起業・創業をしたい」、「会社をつくるには?」、「営業許可に必要な届け出はどうすれば?」など、あらゆるビジネスのご相談を、行政書士として承っております。

今年度は6月12日（火）、9月11日（火）、12月11日（火）、平成31年3月12日（火）に実施（予定）しました。

## ◎行政書士試験◎

平成30年11月11日（日）に奈良佐保短期大学において行政書士試験が行われました。さわやかな秋晴れの下、349名の受験生が問題に挑みました。

行楽シーズンという事で、交通渋滞による受験生の遅刻や、試験場周辺の混雑等が想定される中、目立った混乱もなく無事終了いたしましたこと、ご報告させていただきます。ご協力いただきました会員はじめ、関係各機関の皆様のおかげと、深く感謝いたしております。ありがとうございました。

## ◎専門士業連絡協議会講演会◎

平成30年11月19日（月）に奈良ロイヤルホテルにおいて平成30年度奈良県専門士業連絡協議会講演会及び懇親会が開催されました。

講演会は「危機管理を学ぼう！」をテーマに、1部は『奈良県の災害の現状と対策』として奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課の川原崎智也氏が講演されました。近年豪雨や地震など自然災害が増加傾向にあり、県としても防災に努めているところ、地滑りや土石流等の土砂災害被害を減らすため、土砂災害防止法に基づいた警戒区域、特別警戒区域の指定に向けた調査を行っているとのことでした。2部は『福島第一原発の現状と対策、西日本豪雨災害の現状』として（公社）福島県不動産鑑定士協会理事の石田英之氏が講演されました。東北大震災から8年ほどが過ぎ、原発周辺地域の復興も徐々になされつつあります。震災直後から復興支援に尽力されてきた石田氏は、自身の経験を踏まえ、ライフラインの普及や住宅の改修など複合的に支援を必要とする被災地域では、様々な専門家が手をたずさえ協力することが必要であるとおっしゃっていました。また、福島第一原発は廃炉に向けて作業を行っているが、今なお帰還困難区域が多く残されています。そんななか、大きな被害を受けた浜通り地域をイノベーションコーストとして復興させる構想があり、過酷な条件下でロボットの使用実験を行う施設等が開設されたとのことでした。

懇親会では、フラダンスのアトラクションもあり和気あいあいと楽しい時間を共有できました。来年度は当会が司法書士会と一緒に当番会を努めます。皆様、ご協力の程よろしく願いいたします。

## 平成30年度特定行政書士法定研修・考査を終えて

今年度で4回目となる特定行政書士法定研修は、奈良県行政書士会会議室において、7月6日（金）、7月20日（金）、8月17日（金）、8月31日（金）の4日間行われ、10月21日（日）に奈良商工会議所会議室にて考査が行われました。

奈良県行政書士会では、これまで33名の特定行政書士が誕生していますが、今年度の考査には5名が受験し、今後、合否判定を経て新たな特定行政書士が誕生することとなります。

平成26年の行政書士法改正により、これまで弁護士の専管分野であった「行政不服申立」に関して、特定行政書士が「行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立の手続について代理」できることとなり、入口から出口まで一貫して行政手続を取り扱えるようになりました。

生活スタイルの多様化やオートメーション化により、行政手続も多種多様化の時代を迎えています。それに伴い、各種届出、申請、許認可等をめぐる見解の相違から、行政庁と申請者間での議論の場が増大することも予測されます。

が、こうした一見紛争ともいうべき場においても、我々の存在目的でもある「行政に関する手続の円滑な実施に寄与」するため、行政庁と依頼人双方の立場に立ち、これまでの業務で培った調整能力を遺憾なく発揮して問題解決の方向に導いていく、それが特定行政書士としての目指すべき道であり、長年行政に携わってきた行政書士だからこそなし得る役割といえるのではないのでしょうか。

特定行政書士制度はまだ産声を上げたばかりではありますが、この新たなフィールドで、国民の利便に資するとともに、国民の権利の擁護に奔走する、そうした特定行政書士として活躍する仲間たちが、この奈良県行政書士会においても増えていくことを願ってやみません。

（総務部：稲本 太一）



# 女性会員研修会交流会開催のご報告

平成30年11月13日（火）女性会員研修会交流会を開催しました。

この研修会交流会は、近畿地方協議会女性行政書士担当者会議事業の一環として、広報月間の折に実施した特別企画「女性行政書士による女性のための無料相談会」（10月20日）の活動内容を女性会員に還元するため、及び、スキルアップのために実施いたしました。



- 第1部 10:00～10:30  
女性無料相談会の報告及び  
傾聴セミナー
- 第2部 10:30～12:00  
研修会（座談会形式）
- 交流会 12:00～13:00  
冒頭、黒田敬子副会長より  
ご挨拶がありました。



## 1 女性無料相談会の報告

相談会の折、相談員を務めた野村早香会員により、相談者の個人情報等に配慮したうえで相談の概略やどのような対応をしたかの報告がありました。



## 相談対応・傾聴ミニセミナー

## 2

平素実施している無料相談会運営委員会でも、相談員対象の研修運営に携わっておられる吉田良子会員に講師をしていただきました。内容は、【聴く＋理解する＋導く】3つのアプローチについて傾聴のポイント

- 視覚的、聴覚的対応を意識して聴く！
- 繰り返し・言い換えを用いて理解する！
- 要約により話の主題となるコンテンツを共有し、導く！



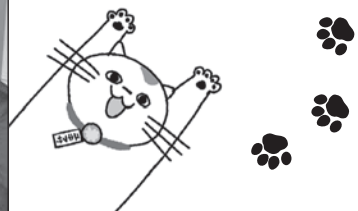
## 3

### 研修会

「今日から活かせる！  
事務所経費・セルフ診断！  
事務所運営と受任の  
あれこれ」については  
10～11ページを見てにや

## 4 交流会

交流会は、猿沢池近くで、奈良県の食材を使っているイタリアンレストランで開催。研修会に参加できなかった方の参加もありました。





# 法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他企業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続きの変更にもアンテナをはりましょう。

## 法改正情報

### 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

(法務省HPより抜粋)

- 公布：平成30年7月13日
- 施行：公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日（原則）（ただし、3（1）は平成31年1月13日 1 及び 3（3）は 公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日）
- 改正の概要
  - 1. 配偶者の居住権を保護するための方策
    - （1）配偶者短期居住権の新設
    - （2）配偶者居住権の新設
  - 2. 遺産分割等に関する見直し
    - （1）配偶者保護のための方策
    - （2）仮払い制度等の創設・要件明確化
    - （3）遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
  - 3. 遺言制度に関する見直し
    - （1）自筆証書遺言の方式緩和
    - （2）遺言執行者の権限の明確化
    - （3）公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設
  - 4. 遺留分制度に関する見直し
  - 5. 相続の効力等に関する見直し
  - 6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html)



### 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

(農林水産省HPより抜粋)

- 公布：平成30年5月18日
- 施行：公布の日から起算して六月以内（政令で定める日）
- 改正の概要
  - 1. 相続未登記農地等の利用の促進
    - （1）所有者不明農地について、相続人の一人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設 農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定
    - （2）共有持分の過半を有する者の同意（（1）のみなし同意を含む。）を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長
  - 2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い
    - （1）農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/souzokumitouki-2.pdf>





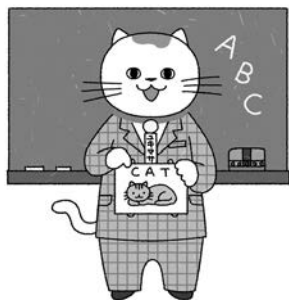
## 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の概要

(厚生労働省HPより抜粋)

- 公布：平成30年7月6日
- 施行：平成31年4月1日より順次施行
- 改正の概要

雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の労働法の改正を行う法律の通称である「働き方改革関連法案」が可決、成立した。平成31年度のポイントは時間外労働の上限規制導入（中小企業は2020年）や年次有給休暇の確実な取得が必要となることが挙げられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000405463.pdf>



## 建築基準法の一部を改正する法律

(国土交通省HPより抜粋)

- 公布：平成30年6月27日
- 施行：平成30年9月25日
- 改正の概要

最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して規制が見直された。

1. 建築物・市街地の安全性の確保
  - (1) 建築物を常時適法に維持するための維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大
  - (2) 防火地域・準防火地域において延焼防止性能の高い建築物の建ぺい率制限を10%緩和 等
2. 既存建築ストックの活用
  - (1) 戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ3階建て以下）を他の用途とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする
  - (2) 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模の見直し 等
3. 木造建築物の整備の推進
  - (1) 耐火構造等とすべき木造建築物の対象の見直し（高さ13m・軒高9m超 → 高さ16m超・階数4以上）
  - (2) (1)の規制を受ける場合についても、木材をそのまま見せる（あらわし）等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し 等
4. その他
  - (1) 老人ホーム等に係る容積率制限を緩和（共用廊下等を算定基礎となる床面積から除外）
  - (2) 興行場等の仮設建築物の存続期間（現行1年）の延長 等

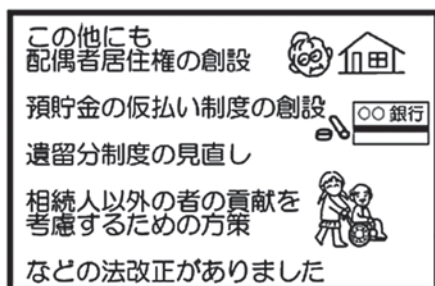
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000097.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000097.html)



## 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 遺言書の保管等に関する法律

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が平成30年7月6日に成立し、同月13日に公布されました。

約40年ぶりの大改正となります。社会の高齢化に伴い、残された高齢の配偶者を保護すべく、様々な改正が行われました（詳しくは、法改正の記事を参照下さい）。以下では、これらの改正のうち、遺言書に関する改正を取り上げたいと思います。



四コマ漫画by行政書士坪田尚子

### 【自筆証書遺言の方式の緩和】

改正前の自筆証書遺言は、その全文について自書の必要があることが負担となって利用が阻害されていたため、その利用を促進すべく自筆証書遺言の方式が緩和されました。

具体的には、自筆証書遺言に添付する財産目録はパソコンでも作成が可能となりました（改正民法968条2項）。

ただし、偽造防止のため、自筆証書遺言に自書によらない財産目録を添付する場合には、その目録の1枚毎に署名及び押印をしなければならないこととなりました。

#### 自筆証書遺言に関する見直し

##### 1. 見直しのポイント

##### 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようにする。

##### 2. 現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

遺言書

【問題点】  
・全文の自書は相当な負担。  
(特に、財産が多数ある場合)

+

財産目録

財産目録も全文自書しなければならない。

× パソコンで目録を作成  
× 通帳のコピーを添付

##### 3. 制度導入のメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

遺言書

別紙目録一及び二の不動産と法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産と法務花子に相続させる。

平成二十九年一月五日  
法務太郎 印

+

別紙目録

|      |           |
|------|-----------|
| 一 土地 | 所在 東京都... |
| 地番   | ...       |
| 地目   | ...       |
| 地積   | ...       |
| 二 建物 | 所在 東京都... |
| 家屋番号 | ...       |
| 種類   | ...       |
| 床面積  | ...       |

(↑PCで作成)  
法務太郎 印

三 土地
 所在 大阪府... || 地番 | ... |
| 地目 | ... |
| 地積 | ... |
| 四 建物 | 所在 大阪府... |
| 家屋番号 | ... |
| 種類 | ... |
| 床面積 | ... |

(↑PCで作成)  
法務太郎 印

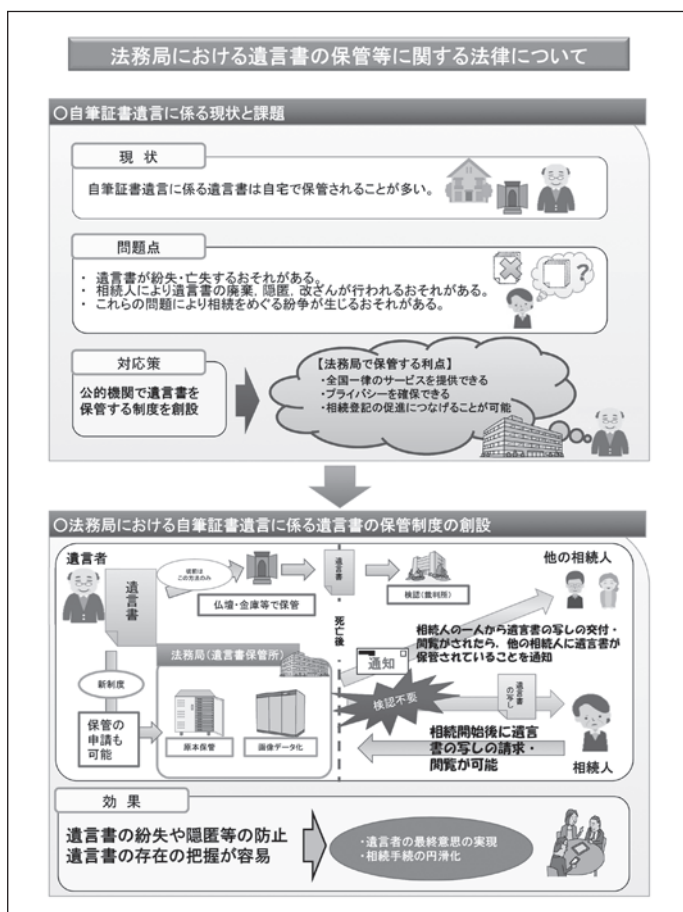
財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。



## 【自筆証書遺言の保管制度創設】

改正前は、自筆証書遺言は自宅で保管されることが多く、紛失、破棄、書き換えなどのおそれがありました。また、遺言者の死亡後、自筆証書遺言が発見された後に、裁判所による検認の手続きを経る必要があり、その手続きの煩雑さから、自筆証書遺言の利用が促進されませんでした。そこで、その利用を促進すべく、法務局で自筆証書遺言を保管する制度が創設されました。

具体的には、遺言者は、自ら作成した自筆証書遺言について、遺言書保管所として指定された法務局に対し、当該自筆証書遺言の保管申請ができることとなりました（代理申請不可）。申請が許可された自筆証書遺言は、遺言書の画像等の情報が磁気ディスク等に保存されます。そして、遺言者の死亡後、その「関係相続人等」（相続人、当該遺言書に記載された者など）は、遺言書保管官に対して「遺言書情報証明書（遺言書保管ファイルに記載された事項を証明するもの）」の交付を請求することができる他、遺言書原本の閲覧を申請・請求することもできることとなりました。さらに、当該法務局に保管された自筆証書遺言について、検認手続は不要となりました。



法務省サイト

（引用元： [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html)）



# 新規登録会員さん! いらっしゃい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

竹 村 浩 司 たけむら ひろし



- ① 2018年11月15日
- ② 636-0223  
磯城郡田原本町大字鍵371番地
- ③ 竹村行政書士事務所
- ④ 0744-32-5656

川 尻 英 隆 かわじり ひでたか



- ① 2018年10月2日
- ② 639-2154  
葛城市兵家1453番地7
- ③ 葛城行政書士事務所
- ④ 0745-60-8461

東 岡 宏 ひがしおか ひろし



- ① 2018年12月1日
- ② 634-0063  
橿原市久米町652番地の2  
橿原市商工経済会館2階
- ③ 行政書士東岡宏事務所
- ④ 0744-28-4511

丸 山 昌 宏 まるやま まさひろ



- ① 2018年11月1日
- ② 639-1001  
大和郡山市九条町970番地12
- ③ 相続・遺言・離婚  
おまかせ行政書士事務所
- ④ 080-6141-5293

## ★会員の動き★

転 入

①転入年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

原 利 夫 はら としお



- ① 2018年11月1日
- ② 634-0826  
橿原市川西町928番地の9
- ③
- ④ 0744-28-3920

今後とも  
よろしく  
お願いいたします。





# ★会員の動き★

## 変 更

| 変更年月日        | 変更事項                               | 氏 名     | 内 容                                                                    |
|--------------|------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 2018年 8 月31日 | 事務所の名称                             | 中 井 良 一 | 大和行政書士事務所                                                              |
| 2018年 9 月14日 | 事務所の電話                             | 森 田 光 弘 | 0 7 4 4 - 2 4 - 0 0 2 6                                                |
| 2018年10月15日  | 事務所の所在地<br>事務所の電話                  | 林 英 典   | 〒633-0255 宇陀市榛原角柄387番地<br>0 9 0 - 2 1 0 4 - 7 8 0 7                    |
| 2018年10月15日  | 事務所の所在地                            | 飯 田 崇 史 | 〒630-8142 奈良市肘塚町187番地                                                  |
| 2018年10月15日  | 事務所の所在地                            | 山之内 清 孝 | 〒630-0243 生駒市俵口町1011-1<br>エルンストン生駒301                                  |
| 2018年10月15日  | 事務所の所在地<br>事務所の電話                  | 大 嶋 興   | 〒635-0022 大和高田市日之出町17番29号<br>0 7 4 5 - 2 2 - 7 7 6 9                   |
| 2018年10月15日  | 事務所の所在地                            | 尾 實 隆 司 | 〒630-0253 生駒市新旭ヶ丘3番6号                                                  |
| 2018年11月30日  | 事務所の所在地<br>事務所の電話<br>事務所名称<br>属性変更 | 堀 脇 拓 真 | 〒639-2112 葛城市笛堂10番地18<br>0 7 4 5 - 6 9 - 5 4 3 8<br>たくま行政書士事務所<br>個人開業 |



## 退 会

| 退会年月日           | 氏 名     | 事務所所在地・事務所電話                                                        | 事 由 |
|-----------------|---------|---------------------------------------------------------------------|-----|
| 2018年 8 月 3 日   | 古 川 隆   | 〒630-0243 生駒市俵口町985番地 2<br>シャルマンハイツ生駒303<br>0 7 4 3 - 8 5 - 4 9 8 5 | 廃 業 |
| 2018年 8 月 31 日  | 魚 谷 卓 司 | 〒630-8114 奈良市芝辻町 3 丁目 4 番 10 号<br>0 7 4 2 - 3 4 - 2 5 9 7           | 廃 業 |
| 2018年 9 月 30 日  | 牧 野 清 貴 | 〒636-0224 磯城郡田原本町大字今里188番地の 1<br>0 7 4 4 - 3 3 - 3 2 1 7            | 廃 業 |
| 2018年 10 月 31 日 | 池 田 太一郎 | 〒636-0215 磯城郡三宅町大字上但馬668番地の 50<br>0 7 4 5 - 2 7 - 4 1 0 0           | 廃 業 |

## お亡くなりになった方

| 死亡年月日           | 氏 名     | 事務所所在地・事務所電話                                        |
|-----------------|---------|-----------------------------------------------------|
| 2018年 11 月 19 日 | 中 東 弘 京 | 〒632-0072 天理市富堂町200番地の 5<br>0 7 4 3 - 6 3 - 0 1 6 7 |



### 《連載》

## ユキマサなら散歩 （奈良の巨石）

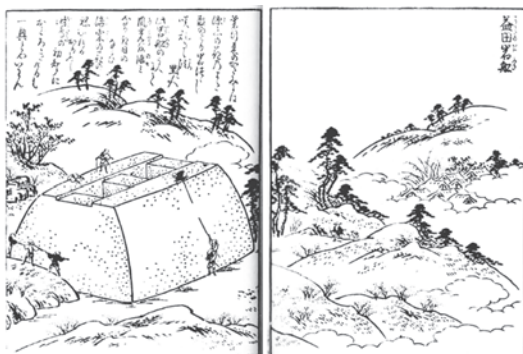
（後編）



この巨石が何の目的で加工されたのかについては、様々な説があります。橿原ニュータウンのある場所にかつて作られた灌漑用の貯水池「益田池」の工事について、弘法大師空海が銘文を揮毫（大和州益田池碑銘として記録が残っている）したのですが、その石碑を据える台として加工された説があり、そこから「益田」とついているということですね。益田池については近くの益田池児童公園にその堤跡の一部が残されています。その他にも天体観測台説、火葬壇説、物見台説、拝火教の祭壇説などありますが、有力視されているのが横口式石槨説で、上部の穴は棺を納める石槨とするものであったが途中で放棄されたものです。横口式石槨は後期以降の古墳に見られる加工技術で、高松塚古墳やキトラ古墳もこれにあたります。

江戸時代の「大和名所図会」という本にも、現在と同じく益田岩船の名で紹介されていますが、益田の地にある（饒速日尊がこれに乗って天から降臨したという）天の磐船のような岩ということではないでしょうか。益田岩船と呼ばれるようになったのではないかと思います。

もう一つが、山添村ふるさとセンターにある山添長寿岩です。平成7年にふるさとセンターの造成の際





## 《編集後記》

皆さま、明けましておめでとうございます。

広報誌を毎号ご覧くださり、ありがとうございます。

今号では、好評を頂いている連載記事はもちろんのこと、会長会での様子や、遊休農地等対策に関する協定、法教育・セミナー等への講師派遣、行政書士制度広報月間等、会の活動をピックアップして掲載致しました。

ちなみに今号が、『平成最後』の広報誌となるようです。

昭和から平成そして新元号へと、なんだかとても年代を重ねてしまったように思え、一日一日をこれまで以上に大切に過ごしたいなと思っております。

本年も広報誌「行政書士 奈良」を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

広報部 上 仲 裕 美

奈良県行政書士会広報誌

### 「行政書士奈良」第139号

発 行 平成31年1月1日発行

発行人 末廣 元孝

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<http://www.gyoseinara.or.jp/>

に出土したというこの岩は、約1億年前に地下深くマグマが固まってできたといいい径約7m、推定600tという大きさもすごいですが、きれいな丸い形をしているのが特徴的です。他にもいくつか大きな岩石も出てきてそれらは破碎処理されたものの、この岩については大きすぎてその処理に多額の費用がかかることから残されることとなり、長寿岩と名付けられることになったということです。

興味深いのが岩の表面にある線が人工的に加工されたものではないか、ということなどから行政も協力しての磐座研究が行なわれ、平成15年にはふるさとホールにて「イワクラサミットin山添村」というイベントも開催されたということです。山添村は磐座の宝庫ともいえる場所で、各所で巨石が祀られていたり鍋倉溪という岩の川のような珍しい景色も見ることができ、巨石・磐座の研究にふさわしい場所です。



どちらも興味深い謎を抱えています。が、なにより実物に接してみるとその巨大さに圧倒されることと思います。私は一目見て、何かわからないけど大きくてこれはすごいものだ、と素直に感動してしまいました。皆様もきつと、何か感じるものがあるかと思っています。

(出典／大和名所図会)

# 謹賀新年



会長 末 廣 元 孝  
副会長 谷 澤 祐 樹  
副会長 黒 田 敬 子  
副会長 板 倉 靖 史

|                           |         |               |                  |
|---------------------------|---------|---------------|------------------|
| 常任理事 (総務部部長)              | 松 田 登美子 | 綱紀委員会委員長      | 有 本 利 廣          |
| 常任理事 (経理部部長兼<br>第1業務部副部長) | 森 田 泰 浩 | 綱紀委員会副委員長     | 西 畑 喜 之          |
| 常任理事 (広報部部長)              | 坪 田 尚 子 | 綱紀委員会委員       | 井 原 吉 男          |
| 常任理事 (監察部部長)              | 遠 山 健太郎 | 〃             | 加 藤 由 美          |
| 常任理事 (研修指導部部長)            | 土 谷 正 典 | 〃             | 藏之上 邦 男          |
| 常任理事 (第1業務部部長)            | 樋 口 一 也 | 〃             | 平 櫛 恵美子          |
| 常任理事 (第2業務部部長)            | 吉 田 良 子 | 〃             | 山 崎 博 之          |
| 理 事 (総務部副部長)              | 稲 本 太 一 | 選挙管理委員会委員長    | 芦 高 信 一          |
| 理 事 (経理部副部長)              | 田 村 豊   | 選挙管理委員会副委員長   | 田 中 佑 宜          |
| 理 事 (広報部副部長)              | 松 本 和 也 | 選挙管理委員会委員     | 市 川 亮 美          |
| 理 事 (監察部副部長)              | 田 中 和 智 | 〃             | 上 仲 裕 樹          |
| 理 事 (研修指導部副部長)            | 松 井 紀 行 | 〃             | 松 田 直 己          |
| 理 事 (第1業務部副部長<br>兼広報部副部長) | 西 澤 伸 明 | 〃             | 山 田 祐 己          |
| 理 事 (第2業務部副部長)            | 杉 山 毅   | 行政書士ADRセンター奈良 |                  |
| 理 事 (第2業務部副部長)            | 野 村 早 香 | セ ン タ ー 長     | 濱 口 和 久          |
| 監 事                       | 谷 口 晴 康 | 副 セ ン タ ー 長   | 米 田 英 樹          |
| 監 事                       | 西 田 周 祐 | 運 営 委 員 会 委 員 | 奥 隆 人            |
| 相談役                       | 中 山 保比古 | 〃             | 谷 口 眞 子          |
| 相談役                       | 川 合 利 章 | 〃             | 福 岡 長 二 郎        |
| 法規等審査委員会委員長               | 稲 本 太 一 | 〃             | 吉 田 良 子          |
| 法規等審査委員会委員                | 佐 藤 貴 玲 | 〃             | 山 崎 靖 子<br>(弁護士) |
| 〃                         | 杉 山 毅   |               |                  |
| 〃                         | 松 井 紀 行 |               |                  |
| 〃                         | 森 田 光 弘 |               |                  |

会員の皆様、新春のお慶びを  
申し上げます。  
本年も、一層のご指導の程  
お願い申し上げます。

